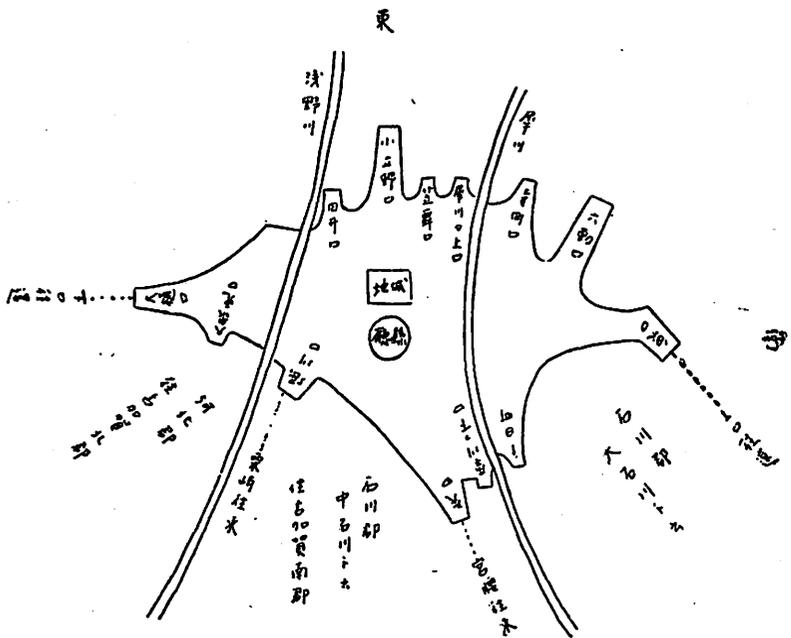


陽末邑澤保。西有北陸大路。貴賤成群。且此城國繞海嶽於西南。地利全備。可謂四神相應之地也。又云、東西有流水。南北長爲繁昌地也。外方虎口之大事。因大小之機有口授。云々。且金城東淺川温水。其流入湖水。汎々於大野。西犀川之菊水。滔々宮腰大洋。東西二川本源雖相隔。末流落合西海。上下寬容和順之象也。云々と。右は元祿十五年に記載する處にて、金澤市の隆盛府下の豊饒を讚美せり。又大澤君山が新架犀橋記に云ふ。金澤府者、北陸道都會也。其地燥剛膏腴焉。其東南則連山千峰。鳥獸草木多之。金玉寶貨出。其西北則大洋無際。魚鼈生焉。珍珠殖焉。舟楫之利。以通有無矣。犀水南出。淺水北流。帶護城基。實金城湯池也。淺川谷之北境。日尾山水。其他湯涌湖横谷。内尾菱池。白見五箇準尾之湖水。會同爲淺野川。瀦黑津湖。入大野海。有大小二橋。達大路矣。犀水者。石川河北二郡之界水。而眞源有二。其東澗則倉谷。其西澗則二俣。各有飛瀨千尺。其他水上谷菊潭内河堂山後谷等。數百山水合流爲一水。達宮腰浦。唯架一橋以濟焉。使北陸諸國人民一萃乎此。無岐路之感也。固大路之要津也。右は元文三年の記也。按

するに、記中書き盡すといへども、犀川を石川・河北二郡の界水と載せたるは誤歟。若しくは往古の郡界を思ひて如斯は記載せしにや。  
 ○金澤市中庚表(補圖)  
 凡東西一里十九町。東北一里九町。  
(三ヶ所ハ上段ノ四町ヲ入ル)  
 右明治八年の調也。  
 三州志末因概覽附録の國府沿革論頭書に云ふ。金澤凡經南北一里十八町十間。道程一里二十八町十七間。南自泉出町端。北至大樋町端。是官道也。東西一里許。道程一里六町三十間。東自田井出町端。西至宮腰口町端。是間道也。按するに、右は三州志を撰述せし寛政頃の取調なるべし。金澤市中四圍間數道程は、時世に依て廣狹の差あるべし。正保四年に舊藩より幕府へ進達ありし、加能越三州輿地圖に添へたる三州道路里程調書に、加賀國河北郡山上村より金澤野町一里山まで一里、一里山金澤町之内、泉野村地にも。野町一里山より泉村まで六町と載せたり。此の調書にて見れば、正保の頃は上口は野町端泉新町の入口なる一里塚までにて、泉新町より末は其の後の家建なる事知られけり。又下には山上村よ



り云々とあれば、高道町を町端となし、山上町より末は其の後の家建なる事知らる。改作所舊記に載せたる寛文五年四月の書附に、河北郡彌勒繩手村一里塚より高道町端までの道程取調の事を載せたり。されば寛文の頃までも、高道を金澤の街尾となしたり。又延寶の金澤圖に、上口は一里塚より末泉新町の地二百三十三間の間を町屋地子地と記載し、下口は山上町の末春日町の地を町屋地子地と記し町端とす。按するに、寛文五年に、郡地家數千八十軒餘町支配に被仰付。と町會所留記に見え、此の時金澤町端なる百姓相對請地を以て町屋建とせる分は、悉く金澤地子地に合併して町地となしたるが故に、市中通り筋の道程も延びたるものなるべし。又十二冊定書に載せたる金澤通筋道程割調書には、上口野町端一里塚より泉新町端まで三町五十五間、下山上町一里塚より百姓地大樋橋まで八町三十間とあり。漸得雜記にも記載して、本通町筋惣間數一里廿二町四十五間九尺八寸といへり。右の道程調書は年月を不記といへども、元祿頃の調査なるべく、元祿の金澤圖と凡そ符合せり。改作所舊記に載せたる延寶二年往還道造間數付には、山上